

裏面白紙

甲 第 四 三 號

案 起

昭和 三 十 年 二 月 四 日

定 決

昭和 三 十 年 二 月 四 日

行 施

昭和 三 十 年 二 月 廿 一 日

3

大阪連絡調整事務局を二月一日から近畿連絡調整事務局と改称する
總理廳告示を左案のとおり公布することと教しをい。

告示案

別紙のとおり

連絡調整事務局は、こ
總理廳告示は、こ
大阪市、……に
この事務所自体は告示
前大阪連絡調整事務局
が同数であり、かつ同
示することといたしな

案 起

昭和五年二月四日

定 決

昭和
三十四年
二月
四日

行 施

昭和
三十四年
二月
廿一日

総務局 二月一日 近畿連絡調整事務
 所 総務局 告示を左案のとおり告示するに
 依る。

總理廳

左

告示

三

告示案

2
3
4

連統神皇事務局臨時設置法八条に連統神
皇の御事務局はこれを横濱市・札幌市・
大坂市・……に置くしとありその各條を告示する也
又事務局自体は告示し……又三つといふ思ふ所が当
所大坂連統神皇事務局と一處と々に告示をし……なり大
が同敷いなり同様方面の要望によるものし……時に告
示することになりぬい。

の事探問俾け告示し、こゝに又三つないと思ふが、大
阪大改連結調意事務局と一花とまに告示をし、ない大
が同敷でも、同局方面に要望によるものとして、皆
示することになり、い。

所大段連結訛謬、事務高と一花とを以て指示をしない、花は夫
が同数である、同数である、要望によるもの、一時に苦
示すること、花に花。

示すことと云ふ。

裏面白紙

別紙添附

一地第一二号

昭和二十四年二月三日

連絡調整中央事務局
長官 朝海 浩一郎



内閣総理大臣 吉田 茂 殿

大阪連絡調整事務局の改称に伴う總理廳告示の件
昭和二十四年二月一日近畿地方二府四縣を管轄する近畿地区軍
政部が大阪市に設置せられたので關係方面の要望をも考慮し右に
對應して大阪連絡調整事務局を本年二月一日以降近畿連絡調整事
務局と改称したいから別紙總理廳告示案につき、御決定の上官報
掲載方しかるべく御取り計らい願いたい。

連絡調整中央事務局

裏面白紙

(別紙)

總理廳告示第 15 号

近畿地方二府四縣を管轄する近畿地区軍政部の設置に伴い右に
對應して大阪連絡調整事務局を昭和二十四年二月一日以降近畿連
絡調整事務局と改称した。

昭和二十四年二月 八 日

内閣總理大臣

吉田

連絡調整中央事務局